

地理空間情報システム展出展規程

地理空間情報システム展 2009 事務局

地理空間情報システム展の基本方針

地理空間情報システム展（以下「本展示会」という。）は、測量並びに地理空間情報関連技術の向上と普及を図ると共に、測量・地理空間情報関連事業者並びに産業界の発展に尽くす事を目的とします。

本展示会は、この目的を果たすため、測量関連団体が共同で主催し、関係省庁の後援を受けて開催します。

本展示会の出展者は、この目的を果たすため、測量並びに地理空間情報に関連する製品の展示と、関連技術資料などの展示と配布を行います。

出展者は、本展示会に関連ある日本の国内関係法規並びに本出展規程を遵守するものとします。

なお、本展示会が正常かつ円滑に遂行されることを目的としてここに地理空間情報システム展出展規程（以下「出展規程」という。）を定めます。

1. 出展資格

出展者は、測量並びに地理空間情報関連技術者の技術向上や普及を目指す測量並びに地理空間情報に関連する製品の展示と関連技術資料などの展示と配布を行う事業者とします。

2. 出展の申込みと出展の承認

(1) 出展希望者は、本出展規程を遵守することを承諾した上で、「出展申込書」を主催者に提出します。

(2) 主催者は、出展申込書の記載内容を審査の上、本展示会の主旨に適合する出展物を展示する出展希望者に「出展確定通知書」と「出展小間料請求書」を発行します。

3. 出展物

(1) 出展物（装飾資材、展示器材、配布物〔宣伝物、見本品、カタログ及び実演による生産物など〕などを含む）は、主催者が定めたものに限ります。

(2) 主催者は、出展物が本展示会の主旨に相応しくないと判断した場合は、その出展を断ることがあります。

(3) 主催者は、本展示会期間中に会場において来場者に配布する配布物について、事前にその明細の提出を求めることがあります。

(4) 主催者は、本展示会の主旨から判断して配布物などの配布を断ることがあります。

4. 出展料の支払い

(1) 出展者は、「出展確定通知書」に記載される期日までに、出展小間料を振込むものとし、振込み手数料などは出展者の負担とします。

(2) 指定期日までに出展料の入金が確認されない場合は、出展小間の確保を中止します。

(3) 出展料を主催者が受理した日をもって出展契約日とします。

(4) 小間がなくなり次第、出展を締め切ります。

5. 出展の変更・取り消し

(1) 出展確定後、出展者の都合で出展小間の変更、もしくは出展物の大幅な変更がある場合は、書面をもって主催者の承諾を得るものとします。

(2) 出展者の都合による出展の変更により主催者に損害が生じた場合は、それに要した費用を出展者に請求します。

(3) 出展確定後、出展者の都合で出展を取り消す場合は、出展料の返却はいたしません。

6. 小間割の決定

小間割は出展者説明会で決定いたします。

7. 展示・装飾

(1) 会場内の構成、基本的設計・デザイン、小間の配置、基本装飾（施設、備品など）は全体の統一・調和を図るため、主催者が企画、施工します。

(2) 自己装飾は、所定の期日までに装飾施工届を提出して主催者の承諾を得るものとします。

8. 出展小間の使用方法

(1) 配布物の配布は、出展者の小間内で行うこととします。

(2) 本展示会期中、会場内で主催者の承諾無しに出展物、その他の物品を販売することは禁止します。

9. 防火などに関する安全性

展示会場内は禁煙です。出展者は、本展示会場に適用される防火および安全にかかわる全ての法規を遵守するものとします。

10. 出展者の保証

(1) 出展者は主催者に対して出展物が日本の輸出入関係法規で規制されていないことを保証するものとします。

(2) 出展者は、主催者に対して出展物が第三者の知的財産権（商標権、意匠権、特許権、実用新案権など）を侵害していないものであることを保証するものとします。

(3) 出展者は、出展する出展物は第三者の知的財産権に抵触しないものとします。

11. 出展者の義務

出展者は、主催者に対して自己の出展する行為が第三者の知的財産権を侵害している、あるいは抵触の可能性があるとの主張があった場合、直ちに出展者の責任において第三者との紛議を解決し、本展示会の正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。

12. 出展物の管理と免責

(1) 主催者は、本会場の管理保全に当たるものとします。

(2) 出展者は、出展会場内の出展物の管理に

ついて、出展者自らが責任を負うものとしません。

(3) 主催者は、天災などの不可抗力による盗難、紛失、火災、損傷、その他本展示会場内で発生した事故は、出展物の賠償の責任を負いません。

(4) 出展者は、本展示会場内での出展物の事故による損失に対しては、保険を掛けるなどの手段を講じてください。

13. 出展の解除

(1) 主催者は、出展者が本出展規程に違反したと判断した場合は、出展契約を直ちに解除します。

(2) 出展契約解除となった出展者は、直ちに本展示会場から展示物を撤去するものとします。ただし、出展者が撤去しない時は主催者が撤去し、撤去に要した費用を出展者に請求します。

14. 展示会の開催中止

(1) 主催者は、天災、その他、不可抗力の原因により会期を変更、または、開催を中止することがあります。

(2) 主催者は、これによって生じた出展者の損害を補償しません。ただし、本展示会の開催を事前に中止した時は、既納の出展小間料の全部または一部を返還します。

15. 事務局

主催者は、本展示会の事務を処理するため事務局を設置するものとします。

16. 規程の変更

主催者は、止むを得ない事情があるとき、本出展規程を変更することがあります。

17. 規格外事項

主催者は、本出展規程に定めのない事項が発生した場合は、必要に応じて定めることが出来るものとします。

附則

この規程は、平成20年12月1日から適用します。